

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	5	担当課	産業政策課
			法第26条	許認可等の内容	指定定期検査機関の指定	
指定 法第26条 指定定期検査機関の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により、都道府県知事または特定市町村の長が行う。						
欠格条項 法第27条 つぎの各号の1に該当する者は、指定定期検査機関の指定を受けることができない。 一 この法律またはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第38条(指定の取消し等)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 三 その業務を行う役員のうち、つぎのいずれかに該当する者がある者 イ 第1号に該当する者 ロ 第35条(解任命令)の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者						
指定の基準 法第28条 道府県知事または特定市町村の長は、指定定期検査機関の指定の申請がつぎの各号に該当していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 経済産業省令で定める器具、機械または装置(各種指定機関の指定等に関する省令(以下、この節では単に「省令」という)第2条第1項に基づく別表第1)を用いて定期検査を行うものであること 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数(省令第2条第2項に基づく別表第1)以上であること 三 民法第34条(公益法人の設立)の規定により設立された公益法人であって、その役員または社員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること 四 検査業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって定期検査が不公平になるおそれがないものであること 五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経済的基盤を有するものであること 六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	5	担当課	産業政策課
		法第26条	許認可等の内容	指定定期検査機関の指定		
<p>指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令(平成5年10月28日経済産業省令第72号)</p> <p>(指定の申請)第1条</p> <p>計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第26条の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長)に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書四 次に掲げる事項を記載した書面<ul style="list-style-type: none">イ 役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあっては社員の氏名又は名称ロ 定期検査を行う特定計量器の種類ハ 定期検査を行う地域ニ 1年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別ヘ 定期検査を実施する者の資格及び数ト 定期検査以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要 <p>(指定の基準)第2条</p> <p>法第28条第1号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第1の特定計量器の欄に掲げる特定計量器(質量計及び皮革面積計に限る。次項において同じ。)ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであって、前条第4号口の特定計量器の定期検査を適確に遂行するに足りるものとする。</p> <p>2 法第28条第2号の通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第1の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。</p>						